

不正事案洗い出しのための特別調査委員会報告要旨の解説

～本法人の再発防止策の実行状況を付加して

令和6年4月26日

学校法人日本大学

第1 はじめに

1 調査概要と再発防止策の実行

不正事案洗い出しのための特別調査委員会は、令和4年8月4日の発足以来、調査方針を含め本法人の理事会の承認の下、田中英壽元理事長（以下「田中氏」といいます）の不正・不適切事案の有無について徹底的な洗い出しを実施し、令和5年2月3日付け中間報告を経て、令和6年2月2日の最終報告をもって、調査を完了しました。

本日、同委員会から提出された最終報告の要旨を公表しました。本要旨は、14の案件に関して、不適切事案か否かの認定・指摘とともに、調査時点までの本法人の取り組み状況を記載した上で、再発防止策等の改善提言を行っています。

本解説では、本日までの本法人の対応、再発防止策の実行状況を付加して記載しており、不正・不適切事案の有無について徹底的な洗い出しの完了とともに、その対応・再発防止策の多くが実施され、さらなる制度の向上を目指していることをお伝えしたいと思います。

2 前提となる事実

(1) 発端となった3事件とその後の改革

令和3年の板橋病院の建替計画を巡る背任事件(第1事件)及び医療機器導入等を巡る背任事件(第2事件)において、井ノ口忠男元理事(以下「井ノ口氏」といいます)が逮捕・起訴され、これに続いて所得税法違反事件(第3事件)において、田中氏が逮捕・起訴されるという一連の不祥事が発生しました。

(2) 「元理事及び前理事長による不正事案に係る第三者委員会報告書」、「日本大学再生会議答申書」及び「本法人の今後の対応及び方針について」に基づく改革

3事件を契機として、本法人は、同年12月に「日本大学再生会議」を、令和4年1月に「元理事及び前理事長による不正事案に係る第三者委員会」を設置し、対応方針と調査を実施しました。

本法人は、同年3月末日に、「第三者委員会報告書」及び「再生会議答申書」を受領して公表の上(※1)、この報告と答申に基づいて、同年4月7日付け「本法人の今後の対応及び方針について」を作成・公表し(※2)、第1事件から第3事件までに対する本法人の再発防止策を定めています。

※1 <https://www.nihon-u.ac.jp/announcement01/2022/03/13210/>

※2 <https://www.nihon-u.ac.jp/announcement01/2022/04/13228/>

(3) 不正事案洗い出しのための特別調査委員会の設置と調査開始

同年7月1日、(2)の改革を受けて、林真理子理事長の下、新たな構成による理事会、評議員会、監事及び内部監査等の体制が発足しました。

同年8月4日、本法人は、一連の不祥事に係る第三者委員会の調査報告書等を真摯に受け止め、再発防止を徹底するという観点から、同委員会の調査により、既に判明している不正事案以外の不適切案件の存否を含めて徹底的な洗い出しを実施するべく、以下のとおり、外部専門家を委員とする「不正事案洗い出しのための特別調査委員会」を設置しました。

特別調査委員会は、同時に、本法人における不適切案件に関し、学内外からの情報を受け付ける情報提供窓口を設置しました。

【委員会の構成】

- 委員長 伊藤 鉄男 氏 (弁護士 元最高検察庁次長検事)
- 委員 木目田 裕 氏 (西村あさひ法律事務所 弁護士)
- 委員 佐藤 保則 氏 (デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー
一合同会社 公認会計士)

第2 調査報告の解説 ～本法人の再発防止策の実行状況を付加して

1 板橋病院の建替計画を巡る背任事件(第1事件)系列の不正・不適切事案

以下のいずれの事案も、井ノ口氏が田中氏を後ろ盾にして株式会社日本大学事業部において専横的な体制を敷き、ガバナンスを無効化して、私的な利益を得るために違法な行為を繰り返して、本法人に損害を与えた事案です。

(1) 板橋病院建替計画事業の件(最終報告要旨Ⅱ第6, 1, 2)

i 板橋病院建替事業に関する予算の件(中間報告要旨5, (1), 最終報告要旨Ⅱ第6, 2)(第1事件)

板橋病院の建替計画事業の設計・監理業者選定に係る背任事件として起訴されたものです。井ノ口氏及び藪本雅巳氏(以下「藪本氏」といいます)は、令和2年8月、設計・監理業者に対し、本法人が同設計・監理業者に対し支払った前払金の内から、藪本氏の会社であるインテリジェンス社に対し2億2,000万円を還流させたという件です。

ii 田中氏、井ノ口氏及び藪本氏への不正な利益の還流(中間報告要旨5, (1), 最終報告要旨Ⅱ第6, 1)

井ノ口氏が板橋病院建設検討委員会の検討を形式だけのものとして、基本構想の策定について井ノ口氏が事前に決めた業者を起用し、同業務になんらの作業もしない藪本氏が実質的経営者である会社をその下請けや孫請けに採用させて、藪本氏に

不当な利益を得させ、本法人に不当に高い委託料を支払わせて損害を与えた件です。井ノ口氏及び藪本氏が第3事件で田中氏へ多額の資金提供をしており、特別調査委員会は、その原資の一部となった可能性が高いと指摘しています。

なお、板橋病院建替事業に関する予算の件(最終報告要旨Ⅱ第6, 2)では、違法行為は認定されていませんが、特別調査委員会は、詳細な積算及び見積もり精緻化による適切な工事予定価格の設定が必要である旨を指摘しています。

【実施している改善策】

本法人においても、この指摘に沿った対策を検討・実施しています。板橋病院建替等整備計画の実施が理事会承認され、第一段階として建替に係る設計・監理者選定に当たり、公正性及び透明性を確保し、設計技術者の能力等を適切に評価するため、一般社団法人日本建築学会から推薦をいただいた5名を含む「医学部付属板橋病院建替等の設計・監理者選定に係る専門委員会」を設置しました。同委員会において、設計技術者の参加基準・評価方法、選定方法及び公開方法等を検討し、理事会で決定する仕組みとしています。

例 「医学部校舎建替の設計・監理業務に係るプロポーザルの実施について」を公表
<https://www.nihon-u.ac.jp/information/2024/04/14538/>

(2) 板橋病院の敷地内院外薬局及び医学部部室棟等の件(中間報告要旨1(1)(2), 最終報告要旨Ⅱ第1, 第2)

- i 板橋病院の敷地内院外薬局の件(中間報告要旨1(1), 最終報告要旨Ⅱ第1)は、井ノ口氏が藪本氏と通謀して、リベートを得るために、敷地内に院外薬局の設置を認め、賃借人を変更して賃料を減額し、藪本氏の関連会社が新賃借人からリベートを得るなどして利得したとして背任行為の疑いを指摘するものです。本法人は、本件の一部に関し、すでに訴訟を提起しております。

【特別調査委員会が認定する同委員会の提言に基づく本法人の改善の取組み】

～以下の事案にも共通する改善の取組み

ア 特定の人物による専横を許さない対応の構築

本法人は、特別調査委員会の提言等に基づいて、これまでに、①令和4年4月に「令和3年に発生した元理事長及び元理事に係る一連の事案において」責任が認められた者等が役員になることができない旨の役員規程の改正、②同月に、理事の通算2期までの再任制限や70歳定年制導入、評議員会による理事の解任権限の付与等を反映した寄附行為の変更、③令和4年3月以降、取引先企業等から、令和3年に発生した元理事長及び元理事に係る一連の事案に関与する会社等(その役職員及び親族を含む)との取引において価格の過剰な上乘せあるいはリベートの供与等を要請され、これに関与したことが過去になく今後も行わないことを含む表明・確約書の徴求、④令和5年度以降、人事が一部の者の意向に左右されることのない

ようにするための施策として、既に職員応募の際の推薦書提出を廃止し、職員の面談制度を導入しました。さらに、目標管理制度や役職者の昇進基準の策定・公表等の導入を進めています。

イ 事業部主導の案件に対する関係者の当事者意識・主体性の必要性

本法人は、同じく、①令和4年7月以降、理事長による全部科校の巡回、学生・生徒・教職員との意見交換、②令和3年12月以降、全学部において学生から直接メール等で意見を受け付ける仕組みの導入、③役教職員に対してコンプライアンス体制の整備や内部監査等に関する各種研修などを実施しています。

さらに、特別調査委員会の追加の提言を受けて、今後教職員に対する人事施策として、教職員らを対象に、例えば、同じ職位や年齢層の者で構成し、職場の問題点や改善案について話し合う研修や、教職員らに職場の問題点や改善点等を聞くアンケートなどの手法を用いながら、積極的に教職員らの意見や悩みを聞く活動を行うことも検討して参ります。

ウ 入札参加業者及び敷地内院外薬局運営者の選定過程並びに徴収する賃料等の決定過程の改善

本法人は、上記ア③のとおり企業に対して表明・確約書の提出を求めることに加えて、令和5年4月付けで、本部の管財委員会で行う指名業者選定について、経営状況、契約実績、受注意欲、施工能力などを点数化した選定基準を定めるなどしています。(本ページ※3参照)

特別調査委員会の提言を踏まえて、今後の施策としては、各部科校においても、本部と同様に指名業者の選定基準を定めるなど、業者選定過程の透明性・実効性を確保し、また、随意契約による業者の選定についても、合理的理由がない限り、2者以上からの見積書を必須とする規定としています。また、こうした規程違反及び業者からの不当な働きかけや談合を引き起こすおそれのある行為等については、本法人の改善改革会議においても、業者からの不当な働きかけ等に応じることを禁じる教職員倫理規程の制定作業や懲戒規程に明文をおく改定作業を進行させています。

【※3 本法人において管財業務に関して既に実施している改善策】

① 日本大学事業部に係る規程等の改廃

令和4年2月3日、株式会社日本大学事業部と随意契約(株式会社日本大学事業部を1者指名できる契約)の範囲を定めた「株式会社日本大学事業部からの調達に関する規程」を廃止し、関連規程等を改正しました。

これにより、従前は株式会社日本大学事業部を指名して発注していたものについても、「日本大学調達規程」に定めるとおり、100万円以上の調達については、原則として2者以上からの見積書が必要になりました。

② 「本部における物件調達及び工事等の入札に関する基準」の制定

令和4年11月29日、本部における物件調達や工事等の入札（管財委員会審議案件の入札）に係る、業者登録や、入札参加者の指名や資格について、基準を定め、手続の透明性・公正性を確保しました。

なお、登録業者については、透明性の確保の観点から本学 Web ページでも公募したほか、いわゆる表明・確約書の提出を条件としています。

③ 「管財委員会における指名業者案作成に係る申合せ」

令和5年2月14日、管財委員会における指名業者案の作成に当たり透明性、公正性、公平性を確保するため、「管財委員会における指名業者案作成に係る申合せ」を定め、同年4月1日から施行しました。評価項目ごとに点数化した客観性のある選定基準を設け、原則として総合点における上位業者を指名業者案とするよう改善を図りました。

④ 日本大学調達規程の改正

従来は業務委託について本部への内申手続がありませんでしたが、内部牽制強化のため、令和5年9月8日改正により、1億円以上（高等学校等は5,000万円以上）の業務委託について、入札実施前に本部所管部署へ内申することを規定し、同年10月1日施行により、本部所管部署がチェックできるよう改善を行いました。

⑤ 「業務委託の事務手引」（「管財業務の事務手引」別冊）の作成・周知

令和5年10月1日施行により、業務委託の調達手続について適正な業務遂行が図られるよう、「管財業務の事務手引」の別冊として「業務委託の事務手引」を作成し、管財課以外の部署にも周知を図るとともに、動画による研修を行いました。

また、「業務委託の事務手引」には「契約書チェックリスト」を記載し、再委託先の把握を含め、適正な契約締結を図るよう改善しました。

- ii 医学部部室棟の件(中間報告要旨1(2)、最終報告要旨Ⅱ第2)は、医学部部室棟について本法人が所有権を取得するのではなく、施工業者に取得させ、医学部がいつの時点で所有権を取得するかについての定めがないなど不適切な内容の賃貸借契約書を作成し、また賃料も不当に高い可能性があるとして、契約の是正が必要であると指摘するものです。

本法人は、弁護士により賃料の基礎となる建築費等が不相当とはいえないことを確認の上、施工業者との間で、令和6年1月、残金を支払って本法人が所有権を取得する合意書を交わし、解決しております。

【再発防止の取組み】

医学部では、学部顧問弁護士による契約書のリーガルチェック体制を敷き、令和5年1月26日の課長連絡会議において周知し、引き続き実施を継続しています。また、

契約金額が1,000万円を超える場合には、契約先の表明・確約書提出手続きを確認することを徹底しています。

2 医療機器導入等を巡る背任事件(第2事件)系列の不正・不適切事案

(1) 日本大学病院及び板橋病院の医薬品等の調達(中間報告要旨2, 最終報告要旨Ⅱ第4)

井ノ口氏、藪本氏及び吉田徹也氏(以下「吉田氏」といいます)らは、通謀して、SPD業務(病院が使用する医薬品などの医療消耗品の供給・在庫・加工などの物流管理)に介入して、医薬品等の実際の値引き額を偽って、差額を手にして同人らで分け合い、本法人に実際の値引き額以上の代金を支払わせて損害を与えていたものです。

特別調査委員会は、モニタリングや外部者による牽制機能の仕組みの導入の必要を指摘し、本法人が指摘を受けて改善に努力していることを認めた上で、さらに最終報告では、SPD業者選定手続き・基準の見直し、総合評価に関する専門家の起用、本部管財部職員の参加等の改革案を提言しています。

【再発防止の取組み】

板橋病院では、令和4年度に評価項目等を策定した上で、総合評価方式により事業者選定を行いました。しかし、今後は数値化できない部分のある総合評価方式ではなく評価項目方式を採用することを計画しています。

また、本法人は、第1事件及び第2事件の損害賠償請求訴訟を担当している弁護士に本件を委任しており、本件についても第1及び第2事件の進捗状況に応じて追加で請求する予定であります。

(2) B社が受注した工事における見積金額の調整について(最終報告要旨Ⅱ第3)

特別調査委員会は、B社が工学部から受注した工事において、他業者と見積金額の調整を行なった可能性が高いと認定するとともに、他方で、本法人又は事業部の者が関与した事実は確認されていないとしています。

いわゆる、独占禁止法に違反するカルテル行為の疑いがあり、本法人は、対応として、特別調査委員会を通じて、捜査機関へ情報提供を行っています。

(3) 医学部における備品等の調達に関する件(最終報告要旨Ⅱ第8)

i 不使用期間中のリース料の支払(最終報告要旨Ⅱ第8, 1)

一括購入した約1,600台のパソコンの内、約1,400台の使用開始が1年8か月後となり、その間、リース料の支払を続けたことについて、同一型のパソコンを揃えることの利便性や支払ったリース料が所有権取得のための支払に充当されたことなどの理由から一概に不適切であるとまではいえないとの評価がなされています。ただし、一定の金額以上の重要性の高い医療機器等を調達するに当たっては、外部業者の提

案を批判的に検証できるような方法を求めるべきであるとしています。

ii 事業部による電子カルテシステムの取引に係る水増し請求(最終報告要旨Ⅱ第8, 2)

井ノ口氏・藪本氏・吉田氏らで水増し分の利益を山分けすることを目的として、事業部が電子カルテシステムのベンダー4社に対して、実際には実施しない作業を見積書に記載して水増しした見積書の提出を指示して1億7,000万円の不当な金銭を取得し、本法人に損害を与えた不正事案です。

この件は、既に刑事事件(井ノ口氏・藪本氏・吉田氏の背任被告事件)及び損害賠償請求(本法人による井ノ口氏、藪本氏及び吉田氏らに対する、水増し金額を含む損害の賠償請求)の対象となっています。

特別調査委員会は、本学においては、今後はさらに上記1の(2)(ア 特定の人物による専横を許さない対応の構築, イ 事業部主導の案件に対する関係者の当事者意識・主体性の必要性) (3, 4ページ参照)で述べた改善提案の実施に加えて、次の提言を行っています。

本法人において実施されている、リベートの供与等を行わないこと等に関する表明・確約書の取得などの改善取組に加え、一定の基準の下、本法人の直接の取引先に対して、商流に介在している業者やその選定理由の確認・精査を定期的に求めるなど、商流に介在している業者へのチェックについて検討することが望ましい。

【再発防止の取組み】

前述の【※3 本法人において管財業務に関して既に実施している改善策】(4ページ参照)に記載している再発防止の取組みを実施しています。

iii 無差額室の病室備品レンタル契約(最終報告要旨Ⅱ第8, 3)

～病室備品レンタル契約の商流における業者の介在等

井ノ口氏、松田氏及び吉田氏の話合いによって、事業部とN社との間の病室備品レンタル契約に実質的な業務を行わないO社を商流に介在させO社に無差額室が利用される都度、250円(これまでの合計で309万円)を利得させる仕組みを作ったものです。

【実施している対応】

本件については、本法人において、O社を商流から排除し、N社と交渉して金額の見直しを行い、さらに他の契約条件の変更の協議を継続し、最終段階に至っています。

3 田中氏を巡る(第3事件)系列の不正・不適切事案

以下の事案は、田中氏への村度やおもねりが引き金となったものです。

- (1) 日本大学病院及び板橋病院における特別室料免除等の件(中間報告要旨4, 最終報告要旨Ⅱ第5)

特別調査委員会は、田中氏に対する日本大学病院における特別室料免除、他の役員に対する日本大学病院及び板橋病院における特別室料免除や医療費の未収について、回収を検討すべきであり、免除等の基準を規定すべきとしています。

【本法人の対応】

本法人として、田中氏及び他の役員に対する特別室料及び未収の医療費について、本部の顧問弁護士において回収を準備しています。板橋病院では、本学校友会正会員、医学部同窓会員、医学部教職員に対する差額室料の優遇措置を設け、運用してきましたが、令和5年2月末日をもって優遇措置を終了しました。日本大学病院においては、令和5年2月28日付け日本大学病院執行部会議において「本学関係者の特別療養環境室（差額ベッド室）の取扱い」を定め、本学関係者へは、厚生労働省が定める「特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項」に準じて対応するものとし、いかなる理由があっても一切免除措置は実施しないものとなりました。当該取扱いは令和5年3月1日から施行され、運用開始されております。

なお、板橋病院においては、一般的に、未収医療費は、診療行為から自動的にシステムに反映され、管理する体制としており、併せて、毎月、未収医療費の残高照合を行い管理の徹底を図り、未収医療費の回収は、随時督促を行うとともに、滞る場合は回収業者による対処を行っています。

(2) 田中氏への本法人から不正取得した資金から謝礼の支払

上述の事業部による電子カルテシステムの取引に係る水増し請求(医学部における備品等の調達に関する件(最終報告要旨Ⅱ第8))の件では、商流に不要な業者であるM社及びインテリジェンスを介在させて、この2社に利益を得させています。

井ノ口氏の依頼を受けて、藪本氏は電子カルテシステムの取引等の本法人関連の取引で利益を得た謝礼等の趣旨で田中氏に現金3,000万円を供与しました。また、吉田氏は、井ノ口氏から、現金供与を求められ、令和3年6月以降、合計1,400万円を供与したと認定されています。

(3) 企画広報部等に関する件(最終報告要旨Ⅱ第9)

i P社との契約～入札・見積合せの不実施及びリベート授受の有無

特別調査委員会は、本法人の企画広報部は、P社代表取締役から、田中氏夫人との親密な関係を背景に契約の締結を迫られ、同社への業務委託に当たっては入札・見積合せが実施されておらず、本法人の調達規程に違反する業務発注も含まれていたことや企画広報部は、P社との間で必要性の乏しい契約を締結せざるを得ないこともあったのではないかと疑問を呈しました。しかしながら、役務提供の実態のない契約は確認されなかったとしています。

特別調査委員会からの3度の調査協力依頼にもかかわらずP社は調査に応じてお

らず、同社から日本大学関係者がリポートを受け取っていたかなど、それ以上の詳細は判明していないとしています。

特別調査委員会には、企画広報部においては、井ノ口氏らの刑事事件の摘発以降、新たな企画広報業務の委託につき、入札・見積合せを実施しており、本法人とP社との契約は令和4年度内に全て終了しており、今後は同社との取引を行わないことが決定されていることを認定し、外部業者への発注時に原則として入札・見積合せを実施することについては、企画広報部に限らず、本部部署及び各部科校でも徹底されるべきであるとしています。現在、企画広報部（現広報部）では発注金額100万円以上の場合は見積合せ及び入札の実施を徹底しております。

特別調査委員会の提言を受けて、本法人は、弁護士に依頼して、P社に対する法的対応が可能か検討しております。

ii タクシー券の利用等

特別調査委員会には、令和4年以降も、P社が本学から過去に支給されたタクシー券を不正に利用している旨の申告（P社は否定しています）がありましたが、特別調査委員会も認めるように、本法人はP社の代理人に対してタクシー券の返還を求め、P社から未使用のタクシー券の返還を受けています。

特別調査委員会の指摘するとおり、本法人においては、そもそもタクシー券をどの利用者に渡したのかを管理できていなかったため、P社が令和4年1月以降にタクシー券を利用していたか否か、業務とは無関係にタクシー券を利用していたか否かは明らかとならなかったものです。

特別調査委員会の指摘を受けて、本法人は全教職員に対し、令和5年3月と7月に通達を出して、タクシー券の業務運用の適正化を図り、厳正に管理を実行しています。

(4) 板橋病院における医師法に関する件(最終報告要旨Ⅱ第14)

特別調査委員会の調査結果を要約すると次のとおりです。

本件は、令和4年4月、医師である医学部関係者U氏が、大学の公用車の運転手に依頼して、田中氏の自宅に薬を届けさせていた旨が報道されたことを契機に医学部、監事、そして特別調査委員会による、調査が継続されたものです。

U氏は板橋病院が保管する電子カルテには一切記載していないため、正確な時期及び具体的な診療内容は一切明らかになっていません。U氏の指示により、薬局で処方箋と薬が引き換えられています。薬は全て、U氏を介して田中氏に渡されたと推測されますが、U氏が当委員会のヒアリングを拒否しているため、その状況は明らかにならなかったものです。

医師法第20条は、医師に対し、自ら診察しないで治療をし、又は診断書若しくは処方箋を交付することを禁止しています。また、医師法第24条1項は、医師に対し、診療を

したときは診療に関する事項を診療録に記載するよう義務付けています。したがって、無診療で処方箋を交付したり、診療を行った上で処方箋を交付したものの当該診療について診療録が記載されていない場合は、医師法違反に該当します。本件は、医師法に違反している疑いがあります。

なお、本法人は、既に特別調査委員会を通じて、本件については、捜査機関に対して情報提供を行っています。

(5) 人権相談制度及び公益通報制度の件(最終報告要旨Ⅱ第13)

特別調査委員会は、令和元年夏頃、人権相談の学内窓口担当者及び総務部長が、相談者の明示的な同意なしに、パワーハラスメントの相談者及び相談内容を田中氏が被通報者と親しい関係にあることを把握せず、同氏に報告したという事案が判明しており、適切な対応でなかったと指摘しています。

【対応】

本法人は、令和4年6月に、執行部から独立した機関であるコンプライアンス事務局を設置して、人権相談制度及び公益通報制度を担当しており、定期的に相談及び通報への対応状況を監事に報告しているため、上記のような事案は起こりえない状況を生み出しています。

4 その他～不正事案とは認められなかったものも含めて

(1) 相撲部学生寮の寮費等の件(中間報告要旨3)

特別調査委員会の情報提供窓口には申告等があった件です。現監督が管理するようになった令和4年度以降の分については特段不審な点は見受けられないとされました。令和3年度まで田中氏及び同夫人が相撲部学生寮の寮費を管理していた分については、特別調査委員会はヒアリング等を求めましたが、協力が得られず、余剰金の有無は明らかになっていません。

(2) 医学部における入学者選抜の件(最終報告要旨Ⅱ第7)

特別調査委員会は、文部科学省の平成30年12月14日付け「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」が指摘した「医学部同窓生子女を優先的に合格させる」こと以外の不正行為は確認されなかったとしています。

その上で、特別調査委員会は、入学者選抜に関する複数の提言を行っています。

【改善策の実施とさらなる検討】

本法人は、その提言のとおり、継続的に医学部入試の在り方について検討を行っています。入学試験に係る委員会規程を整備するとともに、追加合格候補者の取扱いについての改善策を策定し、文部科学省の確認を得て、現在もその方策を遵守しています。この改善策はマニュアル化し、関係委員会の委員間で共有すると共に適正な運用の検証

を継続しています。面接点について面接担当者個々の主観などを極力排除するため、同担当者を対象に評価方法についての事前の説明会や動画による周知等実施しています。また、IRにおける分析(学内に蓄積されている多数のデータの分析)を参考にして各科目や面接の配点を決めています。また、高校訪問における進路担当の先生等の意見を参考に優秀な受験生を確保するべく選抜方式について検討し実施しています。高校訪問に関しては昨年度から積極的に実施しています。IR分析については、IR組織が設置されたばかりであり、詳細な分析はこれからの課題であると認識しており、さらに検討を重ねてまいります。

(3) 生物資源科学部における外部業者に関する件～入札・見積合せの不実施、書類保管等の不備(最終報告要旨Ⅱ第10)

特別調査委員会は、生物資源科学部では、競技部OBらが代表を務めるQ社、R社及びS社への業務委託に当たり入札・見積合せが実施されておらず、同社らへの契約を締結するに当たっての決裁資料には、同社らに業務を委託する理由が記載されていなかったこと、及び同学部とR社間の業務委託について金額が大きく増額している時期があったものの、増額した経緯に関して、価格協議の経過が分かる資料が保管されていなかったことを指摘しています。

【再発防止】

特別調査委員会は、生物資源科学部が令和6年度以降の外部業者への業務委託に当たっては、原則として入札・見積合せを実施することを決定し、業務委託先の選定・契約手続等に関する具体的な規程を整備したと認定しています。

さらに、特別調査委員会が望ましいとする、価格協議の経過が分かる資料、契約金額の妥当性の検証に資する資料及び業者選定の理由が分かる資料を保管することや期間の途中であっても契約金額に影響を及ぼす事象が発生した場合には、契約金額の見直しについては、【※3 本法人において管財業務に関して既に実施している改善策】(4ページ参照)により実施する準備を進めています。本法人として、令和6年度中に内部統制部署を立ち上げて、いずれの部署においても洩れなく規程を遵守するように管理体制を強化していきます。

(4) 競技部に関する経費申請、教職員の採用、成績措置の件(最終報告要旨Ⅱ第11)

i 競技部に関する経費を学部で負担させた事案

特別調査委員会は、特定の競技部関係者でもある教職員が、当該競技部の会合費用等につき、自身が所属する学部に経費申請し、当該学部の経費からこれらの費用が支出されていた事実を認定しています。

【対応】

本法人では、このように処理を行った疑いがある件について、専門家に調査を依頼

し、事案を相当程度解明しています。解明された事実に基づいて、必要な措置を実施する予定です。

ii 競技部関係者による縁故採用のおそれ

特別調査委員会は、競技部の関係者である教職員が在籍する学部において、当該競技部のOB及び当該教職員の親族合計10名が学部及び付属校教職員として採用されており、当該教職員が事務局執行部に対して「OBが応募するので、よろしく」などと伝えていた、また、別の学部においても、競技部関係者が学部の事務局幹部を務めていた期間において、当該競技部のOBが複数名、嘱託職員・任期制職員となっていたと認定しています。

特別調査委員会は、上記は、いずれも各採用自体が裁量を逸脱する不適切な行為であったとまではいえないが、当該教職員の意向を受けて、OBや親族を優先して採用しているのではないかとの疑念を生じさせていたことは否めず、そのような疑念を持たれることのないよう、採用ポリシーを応募要項に明記したり、これをホームページで公表するなど、採用プロセスの公平性・透明性を確保するための措置について検討すべきであるとしています。

【対応 推薦要件の廃止】

本法人は、採用プロセスの公平性・透明性を確保するための措置として、大学卒職員（一般職）採用選考試験において、2022年度（令和4年度）採用選考試験（2021年度（令和3年度）実施）までは応募資格において、推薦要件を設けていましたが、2023年度（令和5年度）採用選考試験（2022年度（令和4年度）実施）からは、多様な応募者を募るため、応募資格を変更し、推薦要件を廃止しました。

直近の令和5年度に実施しました2024年度（令和6年度）採用選考試験においては、日本語でコミュニケーションができる者で、令和5年4月から令和6年3月までに大学（大学院）を卒業（修了）見込みの者、あるいは令和3年3月から令和5年3月までに大学（大学院）を卒業（修了）の者となります。

なお、2025年度（令和7年度）大学卒職員（一般職）採用選考試験の実施要項は本学ホームページに掲載しております。

<https://www.nihon-u.ac.jp/uploads/files/20240409165651.pdf>

(5) 経済学部における新型コロナウイルス対策製品購入の件(最終報告要旨Ⅱ第12)

特別調査委員会は、本件については、製品及び噴霧器を購入するに当たって所定の手続を履践しており、裁量を逸脱する不適切な行為であったとまではいえないと認定しています。ただし、同学部の役職者（複数）が不正確な説明を行った点は、適切ではなかったと考えられるとしています。

(6) 人権相談制度及び公益通報制度の件(最終報告要旨Ⅱ第13)

特別調査委員会は、人権相談制度及び公益通報制度の学外窓口には、本法人とは他の業務において関係を持っていない法律事務所を充てることを検討することが望ましいとしています。

【対応】

本法人においては、令和6年6月1日から本法人とは他の業務において関係を持っていない、東京弁護士会の推薦を得た法律事務所に交替することが決定しています。

第3 結語について

この「不正事案洗い出しのための特別調査委員会」報告要旨でも述べられているとおり、医学部付属板橋病院の建替計画を巡る背任事件や医療機器導入等を巡る背任事件など多くの不正の舞台が医学部でありました。いずれも指摘されたとおり、特定の人物による専横な行動が関与していました。本法人は、上述のとおり、まず特定の人物による専横を許さない徹底した体制を構築しました。さらに、これらの不正事件についての痛切な反省のもと、本法人は、コンプライアンス意識の醸成と組織風土の改革のためにこれまでになく徹底した改革を継続して、社会的信頼の着実な回復を図ってまいります。

以 上